

令和8年4月17日  
北海道開発局

## 指名停止措置を行いました

～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会に対し、指名停止2ヵ月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第16号に該当）

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の専務理事（当時）が、廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金をだまし取ったとして、令和8年3月24日、詐欺罪で起訴されたことから、指名停止措置を行うものです。

なお、起訴された専務理事（当時）は、（一社）日本ホスピタリティテクノロジー協会の代表理事をとめており、同協会は有資格者であるため、併せて指名停止を行うものです。

### 記

#### 1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者名             | 住 所               |
|-----------------------|-------------------|
| 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会    | 東京都千代田区平河町2丁目5番5号 |
| （一社）日本ホスピタリティテクノロジー協会 | 東京都千代田区平河町2丁目5番5号 |

#### 2. 指名停止措置期間：令和8年4月17日～令和8年6月16日（2ヵ月）

#### 3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

#### 4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第16号

| 措 置 要 件  | 期 間                      |
|--|--------------------------|
| （不正又は不誠実な行為）<br>16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から<br>1ヵ月以上9ヵ月以内 |

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 杉山 弘幸（内線5703）

開発監理部 会計課 開発専門官 臼井 義晃（内線5833）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>